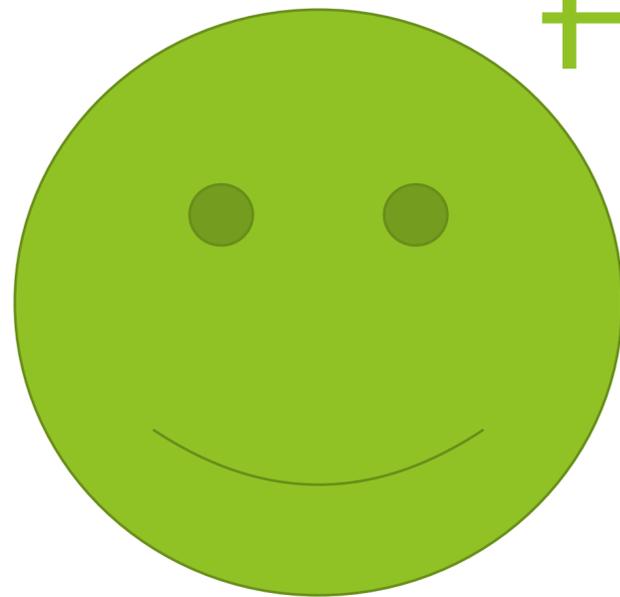


# 国籍はく奪条項違憲訴訟 再審提訴の記者会見



2023年10月26日(木)

14時00分～

(日本時間)

@司法記者クラブ@東京地方裁判所

## 上告理由は、

- ▶ 高裁判決の憲法違反を主張し、
- ▶ ① 重大で新しい憲法の争点を多数含んでいる。
- ▶ ② 憲法学者の関心も高く、地裁・高裁判決に批判的な評釈ばかり。

## ところが

### 第一小法廷の棄却理由は

- ▶ 上告理由は、高裁判決に憲法の違反があるとするものではないことが明らか、とした。

？ ？ ？ ？

# 憲法上の重大で新しい争点たち

- ① 憲法22条2項は日本国籍の離脱という作為の自由に表裏一体のものとして日本国籍を離脱しないという不作為の自由をも保障するの否か。憲法22条2項による保障が憲法10条による立法裁量を制約するの否か、それとも憲法22条2項による保障は憲法10条により制限されるの否か。
- ② 「法律の不知」にかかわらず日本国籍を強制的に喪失させることは憲法31条の適正手続保障に違反しないの否か。憲法31条による適正手続保障が憲法10条による立法裁量を制約するの否か、それとも憲法31条による適正手続保障は憲法10条により制限されるの否か。
- ③ 現憲法が定める政治プロセスへの参加を保障された主権者たる国民の地位を法律により喪失させ、政治プロセスの過程から永遠に排除してしまうことが、現憲法の下で許されるの否か。仮に許されるとしても、国籍法11条1項による日本国籍の強制的喪失が、国民主権原理に基づく代表民主制のプロセスへの参加を国民に保障する現憲法により許容されるの否か。
- ④ 憲法上のすべての基本的人権の保障の土台となる日本国籍を本人の意思に反して喪失させることが許されるの否か。仮に許されるとしても国籍法11条1項による日本国籍の強制的喪失が、基本的人権の尊重を基本原理とする現憲法により許容されるの否か。
- ⑤ 外国国籍を志望取得したことを理由として日本国籍を強制的に喪失させることは、生活や家族関係が国境を超えた日本国民の幸福追求を阻害し、またアイデンティティを毀損するものであり、憲法13条（「個人の尊重」原理）に違反するのではないか。
- ⑥ 国籍法11条1項は国連の定めた国籍喪失に関するガイドラインに違反しており、憲法98条2項に違反するのではないか。
- ⑦ 国籍法は外国国籍の生来的取得や日本への帰化の場合などには、日本国籍を保持するか離脱するかという意味での国籍選択の機会を保障しているのに、外国国籍を志望取得した場合のみ日本国籍を強制的に喪失させて国籍選択の機会を保障しないことは憲法14条1項に違反するのではないか。
- ⑧ 国籍法11条1項は、日本国民のうち家族関係や経済生活、社会生活が国境を越えてしまったという社会的身分（社会生活上継続的に占める地位）を有する人のみを幸福追求権の保障に關して差別的に取り扱うものであり憲法14条1項に違反するのではないか。
- ⑨ 憲法の上記の基本原則が憲法10条の立法裁量を制約するの否か、それとも憲法の基本原則は憲法10条により制限されるの否か。
- ⑩ 日本国籍を喪失させる法律の違憲審査基準はどのようなものとなるか。

# 再審事由の概要

- ▶ ①大法院で審議すべきなのに（裁判所法10条1号）  
第一小法院限りで棄却した。

→民訴法338条1項1号

**「法律に従って裁判所を構成しなかった」**

- ▶ ②憲法上の重要な争点について、判断した形跡もない。

→民訴法338条1項9号

**「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について  
判断の遺脱があった」 しかも、山ほど！！**

# なぜこんなことに？ 憲法問題について、最高裁が機能不全、あるいは能力不足？

## 審議の流れ

### 調査官室

首席調査官室 2名

民事調査官室 19名

行政調査官室 10名

刑事調査官室 9名

行政調査官室が報告書を作成し、首席調査官がチェックして、判決案とともに小法廷へ上げる。

### 第一小法廷

裁判官 5名

結論のはっきりしている事件



持ち回りで審議

結論の難しい事件



小法廷での審議

# 再審の訴えを提起 2023年10月26日

- ▶ 再審原告は7名。
- ▶ スイス国籍を取得した者4名
- ▶ リヒテンシュタイン国籍を取得した者1名
- ▶ スイス国籍の取得を希望している者1名
- ▶ フランス国籍の取得を希望している者1名
- ▶ (スイス国籍を取得した1名は、健康上の理由で今回は参加せず。)

# 弁護団の方針とお願い@記者会見

- ▶① 弁護団は、国籍はく奪条項違憲訴訟をとおして、国籍法11条1項が違憲であることを明らかにします。

時代の要請に従った違憲判決を！

- ▶② 国籍はく奪条項違憲訴訟が係属している各地方裁判所の裁判官には、逃げることなく、実質的な憲法判断をすることを求めます。

- ▶③ メディア関係者には、多くの人々の活動が国際的になっている社会情勢をふまえて、国籍法11条1項の憲法判断についての最高裁の機能不全とその解消という問題に着目し、取材を進めていただければと期待します。



Twitter こくせきたろう

<https://twitter.com/kokusekitaro>

引き続き訴訟へのご注目とご支援をよろしくお願いいたします！！



**CALL4**

本人の意思を無視して日本国籍を一方的にはく奪する  
「国籍法11条1項は違憲」訴訟

国籍はく奪条項違憲訴訟 支援ネットワーク

<http://yumejitsu.net/>